

わのうち

W

議会だより

ANOUCHI

No. 92

平成23年 2011

11月1日



7月19日～20日 常任委員会合同研修にて（浜岡原子力発電所）

第3回定例議会	2P
意見書、監査報告	4P
桜会、常任委員会視察研修報告	5P
3人が登壇 一般質問	6P
常任委員会レポート	12P

平成23年度
補正予算

2011年
9月 定例議会
6日~16日

一般会計

20,632千円をを追加

平成二十三年第三回定例議
会が開かれ、初日に、固定資産
評価審査委員会委員と教育委員
会委員の選任同意議案、承認関
係、補正予算、決算認定、条例・
規約改正など合計十四議案が上
程された。

審議の結果、固定資産評価審
査委員会委員、教育委員会委員
の任命同意、承認関係、条例・
規約改正など合計六議案を可決。
補正予算や決算の認定など合計
八議案が各委員会に審査付託さ
れた。

最終日には、平成二十二年度
一般会計補正予算一件及び各会
計の決算認定六件についてそれ
ぞれ所管の各常任委員会の付託
審査を受け、慎重審議の結果、
原案とおり承認・可決され、三
名の議員が一般質問を行い閉会
した。



提案説明する木野町長

教育委員会委員に
森島 昭道氏 再任



森島 昭道氏

任期は、平成二十七年九月三十
日までの四年間。

固定資産評価審査
委員会委員に
浅野 武彦氏



浅野 武彦氏

任期は、平成二十六年九月三十
日までの三年間。

平成二十三年度
一般会計補正予算(第二号)

一、〇六三万円を追加

既定の歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ二、〇六三万二千
円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ
三五億七、二三七万四千元と定め
るものです。

◆歳出の主な補正

総務費

- ・財産管理費 一〇万円
- ・企画費費 八〇万九千円
- ・生活安全対策費 六一万五千円

民生費

- ・障がい者福祉費 一二万六千円
- ・福祉医療費 一万四千元
- ・高齢者福祉総務費 三二九万二千元
- ・ふれあいセンター管理費 三七九万九千円
- ・児童福祉施設費 三二万四千元

衛生費

- ・保健衛生総務費 三万七千円
- ・環境衛生費 四九〇万円
- ・美化推進費 三万八千円

農林水産業費

- ・町民センター管理費

七万九千円

商工費

- ・観光推進費

四二万六千円

土木費

- ・土木総務費
- ・河川総務費

一二九万円

四二〇万八千円

消防費

- ・防災センター管理費

一三万八千円

教育費

- ・プラネットプラザ管理費

八万六千円

- ・小学校管理費
- ・中学校管理費
- ・学校給食費

二一六千円

七万二千円

六万三千円

◆歳入の主な補正

- ・総務費県補助金

六一万五千円

- ・民生費県補助金

三五三万五千円

- ・土木費県補助金

八七万七千円

- ・繰越金 一、〇九〇万五千円
- ・総務債 四七〇万円

平成二十三年度

国民健康保険事業

特別会計補正予算(二号)

既定の予算総額に歳入、歳出それぞれ一、七六二万九千円を追加し、予算総額八億八、一九二万円となるもの。

◆主な補正内容

■歳出

- ・退職被保険者等療養給付金 一、二一六万二千元
- ・退職被保険者等療養費 二八万千円
- ・退職被保険者等高額療養費 五一五万六千円
- ・償還金 七万八千円

■歳入

- ・療養給付費等交付金 一、七五九万九千円
- ・繰越金 三万円

専決処分の承認

・輪之内町税条例の一部を改正する条例

条例

・輪之内町税条例の一部を改正する条例について
 (地方税法が改正・施行されたので、寄付金税額控除の適用下限額の引き下げ・課税の特例の延長等の改正を行うもの)

規約

・災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
 (災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が改正・施行されたので、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の改正を行うもの)

・岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約について
 (事務局所在地、組合議員の選出方法について改正を行うもの)

田中政治議員、浅野利通議員、小寺強議員に 地方自治功労賞を授与

平成二十三年十月十四日、地方議会議員として十五年の永きにわたり、議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽力された田中政治議員、浅野利通議員、小寺強議員に、全国町村議会議長会会長から地方自治功労賞が贈られました。

受賞された三人は、「町民の皆様のおかげで感謝しています。」と喜びを語っていました。



田中政治議員



浅野利通議員



小寺強議員

意見書

介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大するなかで、介護サービスの担う介護人材を確保することは重要な課題です。

介護・福祉の賃金水準は他業種と比べて低いことから、特に介護職員については離職率が依然として高く推移し、介護人材の確保が難しい状況になっています。

国は、介護職員の処遇改善に取り組むことを目的に、二〇〇九年（平成二十一年）十月から二〇二二年（平成二十四年）三月までの実質二年半の期限立法により、介護職員処遇改善交付金制度を実施しています。しかしながら、この交付金制度は介護職員のみを対象として、看護師・ケアマネージャー・生活相談員などは対象外としています。施設運営は、様々な職員のチームワークで成り立っていることから、すべての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきです。

また交付金制度の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職に拍車がかかるおそれがあります。今後の高齢社会を支える介護職員などの雇用を維持するためには、介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法九十九条の規定により意見書を提出いたします。

平成二十三年九月六日

岐阜県安八郡輪之内町議会

- 衆議院議長 横路 孝弘 様
- 参議院議長 西岡 武夫 様
- 内閣総理大臣 野田 佳彦 様
- 財務大臣 安住 淳 様
- 厚生労働大臣 小宮山洋子 様



監査報告

代表監査委員の兒玉俊雄氏より、七月十四、十五日に行われた決算審査について決算監査報告がありました。



代表監査委員 兒玉俊雄 氏

平成二十二年度 輪之内町一般会計歳入歳出決算

歳入総額三九億八、五五五万円、歳出総額三五億三、九四六万円で翌年度に繰り越す額は六二四万円で実質収支は四億三、九八五万円の赤字である。

財政力指数は、〇・六二四となっており、前年度より〇・〇二六下降している。この指数は町の財政力を判断する指数として用いられ、この指数が一・〇を超えるほど財

源に余裕があるとされている。公債費比率は一・三％で前年度に比べ一・二％減少している。

平成二十二年度 輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入総額八億四、六〇四万円、歳出総額八億一、四三八万円で三、一六六万円の黒字となっている。

国保税の収納率は、現年度分九一・七％で前年より〇・七％下降した。今後とも、収納率向上に努められたい。

平成二十二年度 輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

歳入総額五、九八七万円、歳出総額五、九六〇万円で二七万円の黒字となっている。

平成二十年からの制度で、事業が円滑に推進できるよう努められたい。

**平成二十二年度
輪之内町老人保健医療特別会計
歳入歳出決算**

歳入歳出の総額はいずれも、五万円となつてゐる。平成二十年三月診療分までの過年度請求等の精算を行うための会計であつた。平成二十二年度をもつて特別会計を廃止した。会計処理は円滑に処理されてゐた。

**平成二十二年度
輪之内町児童デイサービス事業
特別会計歳入歳出決算**

歳入総額一、七六三万円、歳出総額一、六四五万円で、一一八万円の黒字となつてゐる。平成二十一年四月から「輪之内町こぼの教室」から「輪之内町児童デイサービスセンター」に移行した。支援の必要な児童に対して今後も尽力されたい。

**平成二十二年度
輪之内町特定環境保全公共下水道
事業特別会計歳入歳出決算**

歳入総額六億四〇五万円、歳入総額五億九、三六一万円、〇四四万円の黒字となつてゐる。平

成九年七月に下水道の認可を受け、本管布設工事、浄化センター建設工事と計画どおり進められてゐる。平成二十二年四月一日現在の供用世帯数一、五九三世帯に対し、五四八世帯が接続。接続率は、三四・四％である。供用開始の区域の接続については、特段の配慮を望む。また、近い将来、公債費の急増が見込まれることから、一般会計からの繰入金についてもよく調整し、長期的視野に立った事業運営に努められたい。

借入金

平成二十二年度末現在の、借入金元金残高は、普通債等二六億四、〇九九万円、下水道事業債三五億八、四四六万円、公営企業債（上水）四億九、三六〇万円の合計六七億一、九〇五万円である。今後健全な行財政運営の推進に努められたい。

基金の運用

基金の運用については、土地開発基金等で、運用状況は適正に処理されてゐた。

桜会が、総会・懇談会を開催

さる、八月十二日、役場庁舎に北島議長を迎え、桜会（加藤正昭会長）の総会が開かれました。平成二十二年度事業報告・収支決算報告と平成二十三年事業計画・収支予算を審議し、承認されました。

総会後、平成二十三年度予算の概要について、荒川経営戦略課長より説明を受け意見交換が行われました。



**平成二十三年度常任委員会
合同研修会を開催**

七月十九日・二十日の二日間にわたり総務産業建設委員会（委員

長 高橋愛子）と文教厚生常任委員会（委員長 浅野利通）による合同研修会が開催されました。研修先は、三重県川越町にある川越火力発電所と静岡県御前崎市にある浜岡原子力発電所でした。両施設とも中部電力の発電施設で、川越火力発電所にあつては、燃料のLPGの保管タンクの増設や火力発電の意義、浜岡原子力発電所にあつては、国からの要請をうけて稼働停止中で再稼働に向けての安全安心の取り組み等の説明と質疑をいたしました。

今後両日にわたり調査いたしました、所轄事務については、総務産業建設常任委員会・文教厚生常任委員会において有意義に活用させていただきます。



ズバリ
町政を
問う
一般質問
（原文掲載）



浅野常夫議員

◆ 浅野常夫議員の質問

一 保健行政について

安心な保健行政について、お尋ねします。

現在、輪之内町においては、安心、安全な町、子育て支援と健康を守る観点から福祉医療費の助成で、乳幼児、小中学生の医療費が無料ですが、住みよい町の

発展、暮らしやすい町のためにも、十八才（高校生）までの医療費の無料化の拡大はできないでしょうか。町長のお気持ちをお聞かせ下さい。よろしくお願いします。

（町長答弁）

制度の目的・趣旨等を再度検証し、各世代を通じた福祉施策のバランスに配慮しつつ、全体像を見極めたうえでその扱いについて関係者の理解を深めてまいりたい。

「安心な保健行政について」でございりますが、ご承知のように重度心身障がい者、乳幼児、母子家庭等、父子家庭の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とした岐阜県の福祉医療費助成制度は、県内の小学校就学前までの乳幼児の外来及び入院費も無料にております。これに加え子育て支援等のため、各市町村



木野町長答弁

が独自施策として無料化の範囲を拡大実施しているのが現状であります。

県下四十二市町村の状況を見ますと、小学校就学前までの乳幼児の外来及び入院費が無料で、以後中学校修了年度末まで入院費のみ無料としておりますのが一町。（北方町）

小学校三年生年度末までの児童の外来及び入院費が無料で、以後中学校修了年度末まで入院費のみ無料としておりますのが一市。（多治見市）

小学校六年生年度末までの児童の外来及び入院費は無料で、以後中学校修了年度末まで入院費のみ無料としておりますのが二市ござ

います。（下呂市・各務原市）
 当町を含めまして三十八市町村が中学校修了年度末までの外来及び入院の医療費を無料としております。

議員ご提案の、高校生までの医療費の無料化につきましては、岐阜県内ではいまだどの市町村も実施しておりません。全国的に見ましても高校生まで実施している市町村はわずかでありませぬ。

当町はこの福祉医療費助成にかかる費用は、平成二十二年度におきましては九千六百万円ほどで、県補助金を差し引きましても六千八百万円ほどの町費負担となり、年々増加しております。

今日の厳しい財政状況のなかでは有りますが、国には小学校就学前の乳幼児に対する医療費無料化施策の実施を要望し、県に対しても負担範囲の適正化・強化を求め、過重な町費負担とならない方向性を保ちつつ、福祉医療費助成制度を適切に実施してまいりたいと考えているところであります。ご提案の内容については、制度の目的・趣旨等を再度検証し、各世代を通じた福祉施策のバランスに配慮しつつ、全体像を見極めたうえでその扱いについて関係者の理解を深めてまいりたいと考えます。



上野賢二議員

◆上野賢二議員の質問

一 災害の対応について

先の東日本大震災そしてこのたびの台風十二号による大豪雨災害は絶対に大丈夫であろうと想定された防波堤や輪中堤がなすすべも無く破壊され、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せ付けられました。防災対策は必要ですが、災害を未然に防ぐのは困難で、むしろ災害後の対応に重きを置くべきであると思います。その観点から次の三点お尋ねいたします。

(1) 当町では三年に一度総合防災訓練が設定され、本年度がその年に当たり、自助・共助・公助の連携を柱に過日八月二十八日に実施

されました。町民の自助・共助による防災意識の向上、災害対応力を高める為には少なくとも一年に一度は防災訓練を実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 各区単位自主防災隊が組織されており、共助の部分を担当しており、災害時における最重要組織であると思いますが、実際に機能するのか不安視されます。今後の自主防災組織の育成への取り組み方、町として役場及び防災コミュニティセンターにて防災備品や食料の備蓄はされていると聞いておりますが、自主防災隊単位での防災備品、食料、水の備蓄をお考えでないか、またそれに対する助成をお考えでないか、お伺いいたします。

(3) 公助として町の防災拠点（防災基地）の整備について、現在審議中の輪之内町第五次総合計画案によると、七年後の平成三十年に事業計画されておりますが、どのような整備なのか今お考えの防災基地構想をお聞かせいただきたい。そして東海地震を含め災害は待たず発生するかわりません。いつ発生するかはわかりません。事業としての優先順位は決して低くはないと思います。七年後と言わず早期の事業実施をお願いいたします。

(町長答弁)

災害は、待つてはくれませんが、輪之内町としましては、防災事業の順位立てを行いながら災害対応を行ってまいります。

今年度は、当町において三年に一度の総合防災訓練として、各種訓練を実施いたしました。議員各位には積極的に訓練参加をいただき、誠にありがとうございました。今回の訓練を通じていろいろな課題も見えてまいりました。今後は、この課題を一つ一つ解決していかなければならないと認識をいたしております。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、直近の台風十二号による災害状況からは、その地域の地理的条件や気象状況により災害の内容が相当異なっていることに気付かされます。

日本は、東日本大震災における地震、津波そして放射能事故、台風十二号による水害、土砂災害など今年に入ってから様々な災害に直面しています。

被災地の皆様の心情を察するにあまりあります。一日も早い生活再建がなされるよう心から願うものであります。

近時の自然災害の多発傾向に対しては、災害に立ち向かう「防災」から自然と共生しつつ被害を最小限にする「減災」へと考え方をシフトするべきだという識者からの意見もしております。想定外の規模で発生する災害に対して、既存の防災施設には、限度・限界があるということも改めて強く感じるようになりました。

そして、今回のこれらの災害から学ぶべき教訓として、我々は、「絶対に安全」ということは無いということに常に心に留めておき、そこから「防災・減災」に対する施策を積極的に行っていくべきだということでもあります。

そして、官民一体とならなければ、住民の皆様の安全・安心は確保できないということを改めてここで訴えるものであります。

さて、一点目の防災訓練についてですが、防災意識の向上と、訓練を通じて災害時の対応方法の検証を行うなど、地域住民の方々と協働して実施する訓練は大変意義深いと考えます。

自助・共助そして公助と様々なシチュエーションが想定されるなかで、分担範囲を着実に実行する訓練の必要性については他言を要しないものと考えております。

訓練を実りあるものにすべく、その方法、内容等今後関係機関を交え、その望ましい在り方について早急に検討をまいります。

二点目の自主防災組織についてはありますが、一番大切なのは、自らを守る「自助」、次に重要なことは、地域で守る「共助」であります。先の災害でも地域での助け合いが、「公助」が立ち上がるまでの間、重要な役割を担ったことは記憶に新しいところであります。災害が起きた後、まずは地域での支えあいが必要であることは言葉を重ねるまでもありません。

地域での自主防災隊の訓練につきましては、「自助」・「共助」の育成を図るため、各区長、区役員の皆さんと連携して、行政側としても積極的にサポートしてまいります。

また、地域での防災備蓄については、現在、町では、避難所単位で順次防災備蓄倉庫などを設置していくこととしておりますが、災害の内容に対応するため「避難所」そのものの見直しが必要であると認識しているところです。

ご質問の資材等の備蓄と助成についてですが、「公助」が行き届かない発災直後の状況に対応するため、従来からお願いしております

すように食糧や飲料水等について、災害時から三日分を目安として、是非とも、住民の方々自らが「自助」として備えていただきたいと考えております。

また、被災者共有で使用するものや救助活動用の防災備品類につきましては、より身近での対応は、「共助」の観点からも大変重要なことであるので、想定される活動内容を勘案のうえ、順次配備してまいります。

三点目の防災拠点(防災基地)の整備についてありますが、輪之内町第五次総合計画案に計上しております平成三十年の整備計画は、庁舎周辺に庁舎附属施設として、防災拠点の中心となる各種通信設備等十分備えた防災基地の整備を計画しているものであります。

何れにいたしましても、上野議員がお考えのように災害は、待つてはくれません。輪之内町としても、防災事業の順位立てを行いなから災害対応を行ってまいりますので、ご理解をお願いします。

二 土地利用について

町では自主財源の確保・増収を旨とした企業誘致事業、住宅誘致事業を積極的に展開され、努力の結果、南波地区に優良企業(株)エフピコを誘致、操業開始しており、東大藪地区では現在事業展開中であり、また住宅・アパートの増築により昨年の国勢調査では1万人を突破し、着実に成果を上げられております。

しかしその反面、農業者の後継者問題や経済事情にもより農地を手放す方が増加し、無秩序な開発が進みつつあります。このままでは農地・商業地・工業地・住居地等が無秩序に混在し、見た目にも環境面にも劣悪な町になってしまいます。個人資産である農地の問題でありますので非常に難しい面はありますが、行政として居住環境や自然環境に配慮した計画的な調和のとれた美しい町づくりに着手する時期にきていると思えます。そのためには地権者の理解・協力と不動産業者への行政指導が必要であると考えますが、町長の見解をお伺いします。

また、住んでみたい輪之内、住んでいてよかった輪之内を目指し、

「夢・輪之内町の近未来図」を小学生・中学生を含め一般公募し、それを参考にさせて頂いても作成していただきたい。今後の輪之内町への企業誘致、移住へのPRにもなると思えます。

(町長答弁)

無秩序な開発が進行しないように、輪之内都市計画審議会や住民の皆様の見をいただきながら、特定用途制限地域の指定や、用途区域指定の検討をしていきたい。

輪之内町の土地利用の形態は、平成二十一年度の都市計画基礎調査では、田畑が町全体の五四%を占めており、次いで、河川や水路等の自然利用が二三・五%で、住宅用地・商工業用地等の都市的土地利用は、二三%と割合的にまだ小さいと考えられるところです。

ご意見の通り、平成十一年の調査時点と比較いたしますと田畑が五十九・一ヘクタール減少する一方で、住宅用地十二・七ヘクタール、商業用地十五・六ヘクタール、工業用地十七・一ヘクタールと増加し、整序ある土地利用誘導が喫緊の課題となりつつあります。当町の土地利用



規制の現況は、全域が農業振興地域で、かつ、未線引きの都市計画区域にも指定がされていますが、都市計画区域内の用途等は指定されておりません。こうした法律上の規制に加えて町として、宅地一、〇〇㎡以上の開発においては、輪之内町土地開発事業指導要綱に基づき計画的な土地開発を誘導し、環境等に配慮した指導を行ってきたところとす。

町としましては、引き続き活力あるまちづくり、住みよいまちづくりを目指して都市基盤（道路・下水道等）の整備や企業誘致事業を進めながら、良好な地域環境の保全にも資するべく土地利用の在り方について合意形成を図ってまいります。

農地関連法等の転用規制強化もあり他用途への転用の鈍化傾向もあるようですが、将来的には建築用途の違いにより地区形成や、生活環境に悪影響を及ぼすことが考えられますので、無秩序な開発が進行しないように、輪之内都市計画審議会や住民の皆様の意見をいただきながら、特定用途制限地域の指定や、用途区域指定の検討をしていきたいと考えています。

言うまでもないことですが、個人の財産権を尊重しつつ良好な生

活環境を保全し、かつ、活気に満ちたまちづくりをしていくには、住民の皆様の、なかでも地権者の皆様の土地利用規制に対するご理解ご協力が欠かせません。行政側として努力を惜しむものではありませんが、規制、誘導にも限界があります。究極は、地権者を始めとする住民の皆様自身の選択が町の将来を決定づけてしまうことを、ここであえて指摘させていただきま



森島正司議員

◆ 森島正司議員の質問

一 医療費の窓口負担
軽減について

体の具合が悪いのにお金がなく
て病院にも行けない…これまでの
自公政治およびそれに続く民主党
政権の下で深刻な事態になってい
ます。失業、倒産、賃金カット、
経営難など経済危機の中で、医療
費の個人負担が重くて受診が遅れ、
重症化するケースが各地で報告さ
れています。

国民健康保険法第四十四条では、
国保を運営する市町村は窓口で一
部負担金の支払いが困難な加入者
に対して患者負担を減免できるこ
とが決められています。しかし、

これまでは国の統一的な運用基準
がなかったためか、多くの市町村
ではこの減免制度が作られていま
せんでした。これに対し日本共産
党の小池晃参院議員（当時）が二
〇〇九年の厚生労働委員会での「国
の責任で減免制度の拡充を図るべ
きだ」と質しました。これを受け
て厚労省は検討を始め、昨年九月
に保険局長通知で窓口負担の「減
免基準」を市町村に示し、全保険
者で実施することになったとい
うことです。

瑞浪市では既に今年五月二十日
告示で、『瑞浪市国民健康保険一
部負担金の減免等取扱要綱』を作
り、実施されているということ
です。

当町ではどのように対応してお
られるのでしょうか。なお、この
通知はあくまで基準であり、当町
の被保険者の実態に合った制度に
していくべきと考えます。困って
おられる加入者に喜んでもらえる
制度にしていきたいと思いま
す。

また、厚労省の社会保障審議会
医療保険部会は、高額療養費制度
の償還方式を見直し、原則療養費
払いとなっている外来受診を現物
給付化することで一致した、とさ
れています。当町でも患者の負担

軽減と申請手続きの簡素化を図るためにも、高額療養費の現物給付化していただきたいと思えます。

町長の見解をお聞かせください。

(町長答弁)

厚生労働省の通達に依拠した減免基準を明確化するために、輪之内町におきましては輪之内町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を定めるところです。

外来につきましても、国の政令改定に従って現物給付化を実施し、患者の負担軽減につなげてゆきたい。

第一点目の「医療費の窓口負担軽減」につきましては、ご承知のとおり、国民健康保険法第四十四条におきまして、保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、その一部負担金の減額、支払いの免除等の措置を採ることができると規定されております。

厚生労働省の通知によりますと、一部負担金の減免は、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であって、世帯主及び当該世帯に属す

る被保険者の収入が生活保護基準以下でかつ預貯金が生活保護基準の三か月以下である世帯に該当する場合と定められています。減免期間は一か月単位の更新制で三か月までが標準とされています。

これに関しましては、現段階では、全国全ての市町村で一部負担金の減免が措置されている訳ではありませんが、当該通達に依拠した減免基準を明確化するために、輪之内町におきましては輪之内町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を定めたとところでございます。なお、被保険者には、広報紙やホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

また、高額療養費の現物給付化につきましては、入院に関しましては、限度額適用認定証の交付を受けることにより、既に現物給付化されています。現在、厚生労働省におきまして、平成二十四年度からの実施を目指し、外来を受診した際の一部負担金を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の準備が進められているところであり、外来の現物給付化の具体的な方法としては、入院と同じく、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、医療機関窓口で提示す

る方法とされています。

当町におきましても、国の政令改定に従って、外来につきましても現物給付化を実施し、患者の負担軽減につなげてゆきたいと考えております。

二 輪之内町の

まちづくり計画

木野町長になられてから「まちづくり基本条例」、「男女共同参画推進条例」を制定し、各種審議会等には公募委員を多用して町民参加によるまちづくりを進めておられるように思います。私はこのように町民の意見、要望を聞き入れていこうとしておられることは積極的に評価したいと思います。

現在、輪之内町第五次総合計画(案)が審議会に諮問され、協議しているところです。審議会のメンバーは公募委員が中心で、それぞれまちづくりについて様々な意見を持っておられます。「まちづくり基本条例」、「男女共同参画推進条例」等々に則って十分練り上げられた総合計画が出来上がるものと思っております。

しかし、そのためにはいかにも時間が短すぎます。第一回の審議

会が招集されたのが六月三十日、その後二回のハードスケジュールで審議してきましたが、基本構想だけで四十ページ、基本計画は百六十八ページ、その他諸資料が約二百ページ。これにすべて目を通してそれに意見を言うとするだけでも時間が足りません。

当初、町長は九月議会で五次総を議決するという計画でおられました。これでは様々な考え方を持った公募委員が、それぞれの意見を出し合い、総合計画に反映させることは不可能です。審議会にもっと十分な時間を保証すべきではないでしょうか。

そもそも四次総は来年度末までの計画であり、今すぐ完成しなければならぬものではないと思えます。そうでないというのなら、その理由を明確にしてください。

(町長答弁)

私としては今すぐにも第五次総合計画をスタートさせていきたい。

次に、第二点目の「輪之内町のまちづくりについて」ですが、趣旨としては、総合計画(案)に対する審議時間が十分でないとの指摘かと思いますが、結論から申

し上げますと、私としては今すぐ
にでも第五次総合計画をスタート
させていきたいとの思いから今議
会での上程を考えておりました。

といいますのも、ご承知のよう
に現在は第四次総合計画下で行政
執行しておりますが、社会情勢、
経済環境も激変している中、私た
ちの地方自治を取り巻く環境も大
きく変化し、地方の時代と言われ
地域主権型社会を築いていかなけ
ればならない状況と同時に、自治
体間競争の時代に入っていると認
識いたしております。

まさに「運営」から「経営」へ
が時代のメガトレンドでありま
す。私はこの状況下において責任
ある行政の在り方を考えるとき、
今、新しい総合計画を策定し、しつ
かり足元を見据え当町の身の丈に
あつた計画を策定する必要が切迫
していると考えております。

総合計画とは行政が執行すべき
政策の体系化であり、自治体の行
うことの全体を概括するいわゆる
政策全体についての町民、議会、
首長、職員間の「認識の共有」で
あること、また政策選択を迫られ
る状況で自治体として何を取捨選
択するのかの指針となるものでも
あることを考えれば、総合計画に
その自治体の政策的戦略要素を盛

り込むことは必然であろうと考え
ております。

また、総合計画を機能させるた
めには、財政計画に裏付けされた
ものであることが必要だと考えて
おります。

そういった見地から、一刻も早
い第五次総合計画への移行を望ん
でいるところでございます。

今回は、私自身の意向も踏ま
え、行政側があらかじめ策定した
素案について審議頂いていること
をご理解頂きたいと思えます。こ
の審議会から会議回数追加のご
要望もあり、今回の補正予算で二
回分の委員報酬を追加増額させて
頂き、合計七回分の審議時間を確
保させて頂きました。このことに
より審議会の協議内容がより充実
したものとなり、答申がされるも
のと期待しております。

三 農業振興地域における

企業誘致の在り方について

木野町長は企業誘致に力を入れ
ておられ、南波工業団地に続き、
東大藪でも土地を買収し工業団地
造成が計画されています。木野町
長の下で策定されたと思われる
「輪之内町都市計画マスタープラ

ン」では、我が町は全域が農業振
興地域に指定されているにもかか
わらず、広大な第一種農地を「工
業系土地利用を誘導する区域」に
設定しています。

マスタープランは、上位関連計
画との関係では「輪之内町第四次
総合計画」に即して策定されてい
るとしていますが、四次総の土地
利用基本方針では、特定の区域を
「工業系」等農用地以外への「土
地利用を誘導する区域」にするこ
ういうような記述はどこにもありま
せん。なぜこのようなマスタープ
ランを策定されたのか、その理由
と経緯を明らかにしてください。

(町長答弁)

**周辺の居住環境や自然環境
へと配慮しながら、無秩序
な開発を防止しつつ、計画
的に商業系工業系企業の誘
致を推進してまいります。**

第四次総合計画には、議員のご
指摘のとおり、ゾーニングについ
て記載はございませんが、第三次
総合計画の期間中である平成十三
年度に定められた岐阜県の輪之内
都市計画区域マスタープランにお
いて、既に工業ゾーンとされてあ
ります。また、第四次総合計画の

期間中の平成二十二年度に定めら
れた岐阜県の輪之内都市計画区域
マスタープランで工業ゾーンとし
て位置づけられている状況です。
現在の輪之内町都市計画マス
タープランの案については、県の
区域マスタープランと同じような
内容を掲げさせていただいていま
す。

工業ゾーンの土地利用について
であります。里・南波地域や下
大樽新田地域に集積している既存
の工業地については、周辺の居住
環境や自然環境へと配慮しなが
ら、道路交通網の利便性を活用し、
効率的な機能の集積を図り、また、
主要地方道羽鳥養老線の沿線につ
いては、就業機会の確保や地域の
活性化を図るための場として位置
づけ無秩序な開発を防止しつつ、
計画的に商業系工業系企業の誘致
を推進してまいります。





総務産業建設常任委員会委員長報告

総務産業建設

常任委員会審査から

レポート

(主な質疑)

各常任委員会は、九月十二日に開催され、平成二十三年度一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算の合わせて二議案を審査し、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

平成二十三年度一般会計補正予算(第二号)

【経営戦略課】

Q 光ケーブルテレビ接続工事費が施設によってバラツキがあるのは何故か

A 施設によってアンテナの位置や既存配線の状況が異なるため工事費に差がある。

Q 地域情報化推進委員会の委員報酬を二回分追加することだが、この委員会は既存の組織か

A 今回、新規に立ち上げる組織で当初予算では一回分が措置してある。しかしながら、一回の開催では十分な検証が行えないと判断し、二回分を追加したい。

なお、この委員の募集については、公募による方法を採用するが、各部門の精通者の参加も視野に入れている。

また、この委員会ではインフラ整備などのハード面の整備を主とした既存の地域情報化計画を検証すると同時に、光ケーブルの整備が完了した

現在、これを使って何ができるのか、どう活用していくのかを考え、来年度以降、新たな地域情報化計画の作成に取り組んでいく。

Q 岐阜県企業誘致推進協議会に参加している五市一町はどこか

A 高山市、多治見市、恵那市、美濃加茂市、可児市、輪之内町。

この協議会はどのような活動をするのか

A 十一月には名古屋のポルトメッセ名古屋で、来年三月には東京のビッグサイトにおいて、協議会がどちらにもブースを出すので輪之内町もこれに出展する。

この協議会への岐阜県の関与については

A この協議会は岐阜県の主導によるものではなくオプザーバーであるとのこと、元々、恵那市と多治見市が音頭とりをし、当町にも声掛けがあったので参加した。今年度の参加団体は五市一町であるが、来年度から新たに参加してくる団体もある。

また、地方分権の時代にあつて、自立していくために地方公共団体間の競争になつていくことを考えると、企業誘致活動も競争である。より良い企業を誘致するため、国や県からの情報を待つのではなく、積極的に取りに行く姿勢で参加した。

岐阜県企業誘致推進協議会負担

A 金は、団体規模による差があるのか一律なのか

【産業課】

Q 地域マップ作成にどれくらいの予算が必要か

A 九地域のマップを作成するのに約百三十万円必要。

Q 地域別マップの全体計画はどうなっているのか

A 全体計画では九地域のマップを作成する予定になつていますが、当初予算では現在作成中なのが三地域あり、その一多良街道西、その二輪中堤、その三水の道として、まもなく出上来る予定で、残る六地域の内、来年の国体開催に向けて、今年度中に前倒しである三地域の作成経費を追加する。

【建設課】

Q 耐震診断と耐震工事の申込者は

A 今年度は既に耐震診断は十件、工事も一件行われた。

Q シーケンサーについて、内水・外水の水位が分からないということがあるが、それだけ分かるための工事費としては高すぎるのでは

A 水位の他、ポンプの回転数や弁の開閉幅等の数字も分からない状況であるため、取り替えが必要である。

文教厚生



文教厚生常任委員会委員長報告

平成二十三年年度 一般会計補正予算(第二号)

【住民課】

Q 太陽サンサン補助金の申請状況は

A 平成二十三年度にはこれまで九件の補助金申請があり、当初予算を消化し、次の申請を受け付けることができない状況になっている。今後の申請見込み件数に一件当たり四キロワットで積算して補正額を算出した。

Q 最近では、道路の法面に敷く防草シートで太陽光発電できるものもあるが、補助金の対象となるのか

A 太陽サンサン補助金は、国の補助金を受けた住宅用の太陽光発電設備に対する補助金であり、対象外である。

Q 消費生活相談事務の内容はどのようなものか

A 消費者安全法で、市町村は消費者からの苦情の相談に応じることとされており、また、全国レベルで消費者ホットラインが整備され、平成二十四年度からは電話相談者から直接町の相談窓口につながるようになり、担当職員のスキルアップが必要となってくる。

【福祉課】

Q 福祉医療費助成事業での医師会及び歯科医師会協力費とは

A 県と県医師会及び県歯科医師会とで福祉医療の実施について、事務費に当たるものを負担している。

Q 福祉医療費助成事業には、国の制度はあるのか

A 各都道府県独自の制度である。

平成二十三年年度 国民健康保険事業特別会計 補正予算(第二号)

Q 出産育児一時金補助金が返還となった理由は

A 平成二十二年度においては、年間十八件の見込みで補助金申請をしていたが、実績は十四件となり、超過交付となった四件分、八万円の償還金が発生した。

Q 医療費が増加する理由は、また、医療費の抑制のための方策は

A 医療費の動向を見通すことは非常に難しく、また、医療費を抑制するために、ジェネリック医薬品の普及啓発や日常的に異状がなくても進行する生活習慣病の予防のためにも、特定健康診査を受け、重症化する前の早期発見に努めて頂くようピーアールしていきたい。

決算特別委員会

- 委員長 浅野 常夫
- 副委員長 高橋 愛子
- 委員 森島 正司
- 委員 北島 登
- 委員 田中 政治
- 委員 浅野 利通
- 委員 小寺 強
- 委員 上野 賢二

平成二十二年度 一般会計歳入歳出決算

【議会事務局】

Q 議会録の公開を町のホームページ

A ジで実施しているが、その費用は支出しているのか

A 議会録のデータを元にアップしており、費用はかけていません。

【総務課】

Q 庁舎改修設計委託をしたが今後の工事計画は

A 災害対策・住民サービスの向上等を重視した基本設計の改修費用は、約三億円であった。庁舎の耐震性は満たしているため、他の公共施設の改修等の優先度を検討し、計画的に庁舎改修を行っていく。

Q 消防の小型動力ポンプや消防車両の更新時に自治消防等に貸与してはどうか

A ポンプは十二年以上、車両につ



決算特別委員会委員長報告

いは十五年以上経過したものを順次下取りに出し、更新している。有効利用できるものがあれば、今後は検討していく。

Q 消火栓の維持・設置管理については

A 毎年維持費として水道会計に百万円を支払い、設置要望があり、条件を満たせば町で設置することだった。また、防火井戸の設置、修繕費用の補助金はあるが、ホース等の備品購入に対する補助金は無い。

Q 町有地の賃借料については

A 土地評価額の二%に面積を積算している。遊休地についても、申し出があれば有効活用してもらう。

Q プラネットプラザの賃借料については

A 二年前の更新時期に一㎡あたり五百六十円に引き下げし合意している。

【経営戦略課】

Q 臨時財政対策債を除いた場合の実質収支比率は四・八%とのことだが、実質収支比率の算定には地方債を含めないのか

A この比率の算定には臨時財政対策債等を除くという規定は無く地方債を含めて計算するものである。本委員会の冒頭で臨時財政対策債を除いた比率を説明したのは、実質収支比率の分子となる実質収支

四億四千三百三万二千円の中身のほとんどが借金であるという事実を認識してもらいたい意図によるもの。

Q 実質収支比率が一六・七%について町はどのように考えているのか

A 平成二十三年度の当初予算は骨格予算として編成しており、今年度の六月補正予算では通常予算に戻すための肉付予算を予定していた。従って、前年度の三月補正予算では財政調整基金等に積立てることなく、肉付予算の財源を繰越金という形で確保し平成二十三年度に送ったため、比率算定上の分子となる実質収支が膨らんだものである。

Q 平成二十二年度は事業執行率が低かった。事業展開が積極的ではなかったのではないかと

A 予算編成の中で重点的なものや必要なものについては、優先的に予算を配分し、積極的に事業展開をしている。

Q 普通交付税の収入済額と予算額の差はなぜか

A 平成二十三年度に送った繰越金の財源としたことによる。

【税務課】

Q 固定資産税の土地、建物、償却資産のそれぞれについて個人、法人別の件数は

A 土地は個人が二千八百四十三件、法人が百二十七件、家屋は個人が二千九百二十九件、

法人が百四十四件、償却資産は個人が二十一件、法人が百二十八件である。

【福祉課】

Q 要介護認定者の内、あすわ苑への入所希望待機者は何人みえるのか。また、入所するには

A 要介護度、何段階からなのか入所待機者は六十数名で、要介護一から五までの方が入所できる。

Q 子ども手当のシステム開発は毎年必要なのか

A 制度が変わるとシステム変更も必要になる。

【住民課】

Q 昨年度、バスの見直しが行われたが、見直し後のバスの乗降客の状況はどうか

A 毎月、名阪近鉄バスが乗降客の調査を実施しているが、その結果によると平日の一日平均の自主運行バス全路線の乗降客は、見直し前が二十五人、見直し後が四十・四人で十五・四人増加している。

Q 一日四十・四人という数値が十分な数値であると考えているのか

A 他の施策も含めて、今後とも公共交通のあるべき姿をよく検討していきたい。エコドームに設置してある空き容器的自動回収機やふとん・カーペット等の圧縮機のリース期間は何年間であるのか

A リース期間は七年間であり、空き容器的自動回収機については、本年の六月よりリースを取りやめ、空き容器的回収システムとして委託方式に変更している。

Q エコドームに集積されるものの中に十分リユースできるものも多くあると思うので、リサイクルも必要であるが、積極的にリユースも考えるべきではないか

A 保管スペースの問題もあるが、今後も検討する。

【産業課】

Q 猟友会へ有害鳥獣駆除を委託しているが、猟友会会員数、駆除期間、駆除件数は何件か

A 会員数は五名で、ドバト・カラスの駆除期間は、七月一日から九月三十日、ヌートリアは七月一日から八月二十九日であり、駆除件数はなし。

Q 街路灯を新設するのは良いが、個人所有のものも含めて省エネにもなるLEDに切り替えていく意向はあるのか

A 古い支柱の取替えも含め、二十四年度から検討していきたい。

Q 町で特産品と位置づけているものには何があるのか。また特産品の宣伝によって特定の業者が利益を出しているだけではないのか

A 特産品にはけんがい菊をはじめ、ミニバラ、玄米カステラ、

豆乳リゾットジェラート、和心、マスカット大福などがあり、特産品を宣伝することによって輪之内町のイメージを良くし、輪之内町を広く知ってもらうことを目的としており、地域に利益が還元されるにはもう少し時間がかかるのではないかと。また、宣伝することによって民間にも特産品の開発を促すなど色々な可能性を探っていきたい。

Q 県営ほ場整備事業では、平成二十三年度に道下地区が、平成二十四年度に東部地区が完了予定であるが、今後、ほ場整備の要望が出てきた場合には受け付けてもらえるのか。また、今までどおり地元負担はないのか

A 地権者全員の同意を得ることが前提だが、ほ場整備の要望を受け付ける窓口は設ける。しかし、現在の財政状況からすれば、地元負担はお願いせざるを得ない状況。

【建設課】

Q 除草工事の範囲を決めて、その地区の方に依頼できれば、早く安価に出来るのではないかと

A 福東輪中土地改良区と同様にエリアを決め、地元との調整もあるため検討をしている。

Q 河川環境調査を行わなかった理由とは

A 町内河川の浄化を目的に予算化した。水利権の問題や流域自治体全ての同意取得、新規水利権取得で多額のコストがかかる等の理由から調査は実施しなかったが、河川の浄化については今後も考えていきたい。

【教育委員会】

Q 文化会館使用料の内訳及び無料の使用回数

A アーリオンホール二件で十二万八千六十円、リトルホール五件で三万三千二百円であり、無料の使用回数は、アーリオンホール五十回、リトルホール二百五十回で、この中には中学校の吹奏楽部の練習は含まれていない。

Q 文化会館を色んな方面で、積極的に活用していただきたい

A スポーツクラブ等で講習、研修をしていきたい。

Q 輪之内スポーツクラブができたが、メリットはあったか

A 毎月水曜日に四部門に分かれた部会を開催し、体育指導委員との連携も密にとり、熱中症等の講習会を開催している。クラブ会費での自主運営に取り組んでいる。

平成二十二年度
国民健康保険事業特別会計

Q 平成二十二年度においては、平成二十一年度と比較して一人当たりの保険税の調定額が医療分、介護分、支援分を合計すると下がっているが、その原因は

A 平成二十二年度は前年度からの繰越金が多かったことがその一因になっている。

Q 保険税の収納率が、前年度と比較して低下しているが、その要因は

A 徴収事務を行っている税務課では、国民健康保険は特別会計で、独立採算で運営されていることを考慮し、徴収に努力しているが、結果としては、収納率は低下した。

Q 保険税の未交付者は、何人か。また、高校生世代以下の者には、短期被保険者証は行き渡っているのか

A 納税相談の機会を確保するためには、保険証を預かっているものは、十五世帯分である。なお、高校生世代以下の者には全て配布している。

Q 平成二十二年度の決算において、国保税の不能欠損が行われているが、その内訳は

よるもの。

平成二十二年度
後期高齢者医療特別会計

Q 後期高齢者の医療費の状況や、昨年に比べて保険料はどうか。また、この決算説明書で医療費の動向が判断できるのか

A 後期高齢者広域連合での決算書によるため、文教厚生常任委員会での補正予算の中で説明する。また、医療費の状況については、医療費は多くなっており、後期高齢者の保険料で賄う状況がかなり厳しくなっている。

平成二十二年度
児童デイサービス事業特別会計

Q 利用者登録が概ね二十四人であるが、利用実人員が二十六人と差が有るのはなぜか

A 年度途中で登録される方や止められる方がみえたことによるもの。



議 会 活 動 日 誌

《7月》

- 1日 安八郡高齢者プラン策定委員会
- 4日 西南濃町村議会議長会
青少年健全育成大会
- 5日 西濃環境整備組合議会臨時会
プレミアム商品券発行委員会
- 7日 東海環状自動車道西回りルート建設事業説明会及び促進大会
ぎふ清流国体45日前イベント輪之内町団体シンボルマーク掲式と車両出発式
- 8日 西濃地区社会教育委員・公民館関係者等合同研修会
エフピコ竣工式
- 12日 議会広報編集委員会
- 13日 決算審査
- 14日 決算審査
- 15日 決算審査
あすわ苑議会
広域連合議会
岐阜清流国体輪之内町実行委員会
- 17日 輪之内南部土地改良組合解散式並びに農村振興局長賞受賞祝賀会
- 19～20日

《8月》

- 21日 常任委員会研修(静岡県御前崎市他) 議会全員協議会(車中)
- 22日 主要地方道羽島養老線改良促進期成同盟会理事會
東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会・国道21号22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会合同総会及び講演会
- 26日 例月出納検査
- 2日 木曾川・長良川新架橋促進協議会総会
- 3日 国民健康保険運営協議会長連絡協議会
- 5日 農業委員会
- 6日 輪之内町納涼ふるさとまつり
- 7日 あすわ苑夏まつり
- 11日 議会全員協議会
- 12日 桜会総会
町農業振興地域整備促進協議会
- 17～24日 カナダ派遣研修
町薩摩義士顕彰会
議会運営委員会
第5回輪之内町総合計画審議会
- 25日 例月出納検査
- 26日 外屋伊兵衛顕彰祭
- 27日 防災訓練
- 28日

《9月》

- 29日 西南濃町村議会議長会
- 30日 ぎふ清流国体輪之内町実行委員会
輪之内町下水道推進協議会
- 2日 安八町・輪之内町議会議員交流会
新養老大橋(仮称)架橋建設促進期成同盟会
- 4日 県ほ場整備事業輪之内本戸地区整地碑除幕式並びに竣工披露祝賀会
- 5日 農業委員会
- 6日 第3回定例町議会(初日) 議会全員協議会
- 8日 決算特別委員会
- 9日 決算特別委員会
- 12日 文教厚生常任委員会
総務産業建設常任委員会
- 14日 町ふれあいフェスタ実行委員会
- 16日 第3回定例町議会(最終日) 議会全員協議会
輪中体育大会
町敬老祝賀会
3小学校運動会
あすわ苑敬老会
- 23日 西南濃町村議会議員研修会・合同交流会
- 25日 例月出納検査
- 27日 町ぎふ清流国体365日前イベント～総決起大会
- 29日
- 30日

▼編集後記

「わのうち議会だより」第九十二号をお送りします。今年も残り二ヶ月となりました。三月十一日の東日本大震災、原子力発電の事故、九月の台風の来襲、数々の天災(人災)に見舞われた一年が過ぎようとしています。まだまだ災害で苦しんでおられる方、亡くなられた方のことを思うと、言葉がみつかりません。さて今月の二十二日は小雪、二十四節季の一つで僅かながら雪が降り始めるころとの意味です。

夏の節電省エネに対して、この冬も多くの電気を使わない節電の家電品が電器店で目につくようになりました。電気、水等当たり前に使えると勘違いしていた私たちに対する警鐘をこの一年は与えてくれたのではないのでしょうか。

議会広報編集委員会

- 委員長 浅野 利通
- 副委員長 小寺 強
- 委員 高橋 愛子
- 委員 浅野 常夫
- 委員 上野 賢二

★次の定例会は十二月の予定です。お気軽に傍聴を。